

3

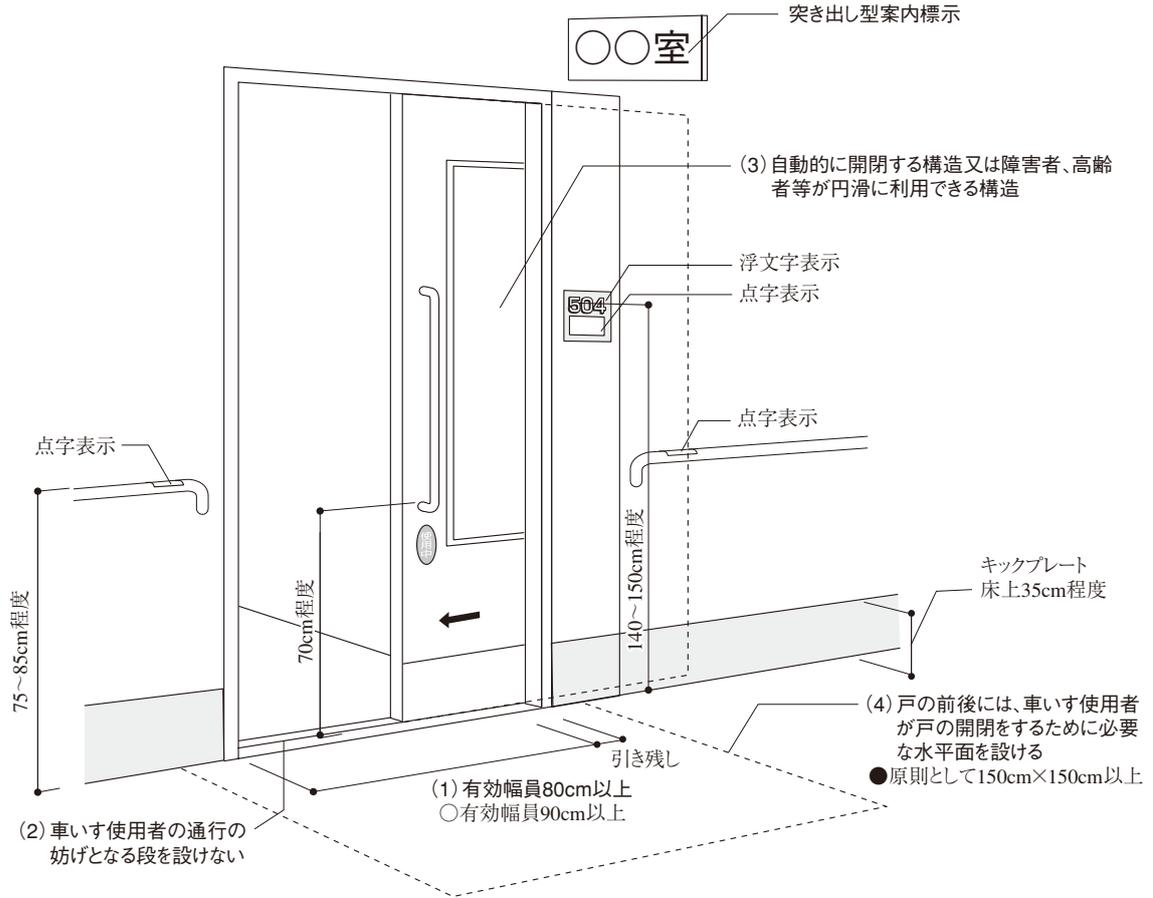
内部出入口

整備の基本的な考え方

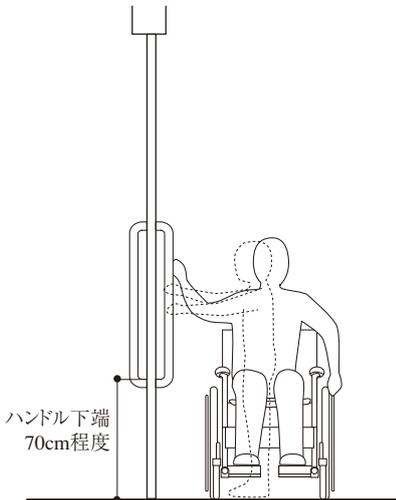
- 出入口の戸の構造は、視覚障害者や車いす使用者の通行に十分配慮する。
- 戸の構造は、上肢の障害のある人にもできるかぎり円滑に利用できるものとする。

整備基準		解説	望ましい水準
	<p>利用者（公共的施設を利用し、当該公共的施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の利用に供する各室の出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、別表第1の3（病室（患者を入院させるための施設をいう。以下同じ。）を有しない施設に限る。）及び8の（6）から（17）までに掲げる公共的施設で用途面積が300㎡未満のもの並びに同表の11の（4）に掲げる公共的施設で用途面積が500㎡未満のもの（以下これらを「小規模施設」という。）並びにその他の公共的施設で指定施設に該当しないもの（以下「その他の非該当施設」という。）にあっては、次に定める構造とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとつの居室に複数の出入口がある場合は、1以上の出入口の整備が必要となる。 ●「小規模施設」 <ul style="list-style-type: none"> ①用途面積300㎡未満の病室を有しない医療施設 ②用途面積30㎡以上200㎡未満のコンビニエンスストア ③用途面積300㎡未満の調剤薬局 ④用途面積200㎡以上300㎡未満の物品販売店舗（コンビニエンスストア、調剤薬局を除く。）、飲食店、理容所、質屋、クリーニング所、宅地建物取引業事務所、旅行業営業所、美容所、貸衣装屋 ⑤用途面積300㎡以上500㎡未満の劇場等 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共的施設において内部出入口を設ける場合にあっては、3の内部出入口に定める構造とすること。 ○上下足履き替え所には、下肢障害者のためのいすを常備すること。
(1) 有効幅員	有効幅員は、80cm以上とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●「80cm」は、車いすで通過できる寸法である。 ●フランス落とし等の金具で固定された戸の部分は、有効幅員に含まない。また、建具を開放したときに、ドアの厚みや把手の飛び出し等を考慮し、実際に通過できる幅員を指す。 	○有効幅員は、90cm以上とすること。
(2) 段	車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。	●内部出入口の建具により多少の段差が生じる場合、建具は高低差2cm程度で丸みを持たせたり、すりつけを設ける等車いすの通行の支障とならないよう配慮を行う必要がある。	
(3) 戸の構造	戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●回転ドアは、基本的に車いすでの使用は困難であり、視覚障害者や歩行困難者にとっても危険が伴いやすいので、用いないこと。回転ドアを設ける場合は、他の構造の戸を併設すること。 ●開閉動作の難易度から見ると、一般に推奨される順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸、③開き戸である。 ●段差のある敷居や溝は設けないこと。 ●ドアチェックは、ゆるやかに作動し、操作の軽いものとする。 ●ドアハンドルは、車いす使用者や子どもにも使いやすい高さに設けること。また、円形の上肢や手に障害のある人が使いにくいので避けること。 ●手動ドアには、指つめ防止の配慮を行うこと。 ●窓ガラスの選定には、割れにくい材料を用いるなど配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○扉ガラスには、キックプレートを設けること。 ○開閉により当該戸の一部が廊下等の当該戸がある側の壁面線を越えない構造とすること。
(4) 戸の前後	戸の前後には、車いす使用者が戸の開閉をするために必要な水平面を設けること。	●原則として、150cm×150cm以上を確保すること。	

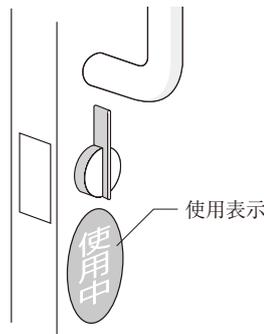
□内部出入口の整備例



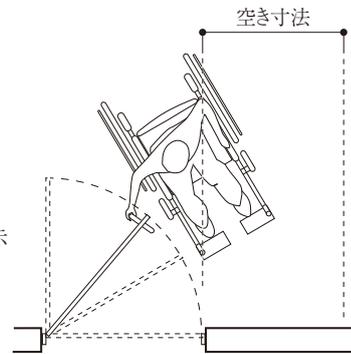
● 出入口ハンドルの高さ
(子供・車いす使用者に使いやすい)



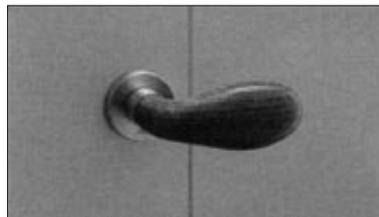
● 使用表示の例



● 開き戸を設けた場合の空き寸法の考え方



● 使いやすいドアハンドル



● パニックハンドル
(押すだけで開くことができる)

